

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上重要な対策に係る事項等を定め、本市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第3節2に準じる。

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

施設等の整備については、第2章第2節に準じて行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の管制により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法については、次のとおり定める。

1 建築物、構造物等の耐震化

地震に対する建築物、構造物等の安全性を高めることにより、地震発生時の被害を防止するとともに、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性を強化することにより、地震の災害対策の円滑な実施を確保するものとする。

2 避難場所の整備

一時避難場所となる近隣公園においては、規模に応じた施設・設備等を推進するものとする。

3 避難路の整備

避難路となることが予想される道路の安全を確保するため、十分な幅員の確保と延焼防止等のための施設整備を推進するものとする。

4 消防用施設の整備

発災後予想される火災から市民の生命・身体及び財産を守るため、消防水利施設及び消防・救急救助用資機材の整備を推進するものとする。

5 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

広域的な防災体制及び地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路の計画的な整備を推進するものとする。

6 通信施設の整備

市その他防災関係機関は、第3章第2節の定める情報の収集・伝達に従い、現在、設置している無線の通信施設の拡充・強化及び更新等に努め、円滑な情報伝達体制が確保できるよう整備することを推進するものとする。

第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 避難の確保

(1) 避難計画の作成

市は避難対象地区別に次の事項を明らかにした避難計画を作成し、関係地区住民にあらかじめ十分周知するものとする。

また、各種防災施設の整備等の状況、又は防災訓練などによる検証を通じて、避難計画の内容を見直していくものとする。

ア 地区の範囲

イ 想定される危険の範囲

ウ 避難場所に至る経路

エ 避難指示の伝達方法

オ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等

カ その他避難に関する注意事項(集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車使用禁止等)

(2) 避難対象地区の居住者等は、避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、災害時の備えに万全を期するよう努めるものとする。

(3) 避難指示の発令

市長は次の点に留意し、発令基準を定め、適切に避難指示を行うものとする。

ア 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めるとき。

(4) 避難場所の指定

ア 市は耐震性に配慮し、原則として高齢者、子ども、病人、障害者等の要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を定めるものとする。

イ 市は高台への避難に相当な時間を要する平野部などにおける避難場所の指定にあたっては、耐震性・耐浪性や浸水深に配慮したうえで、建築物を避難場所に指定するとともに、いわゆる人工高台の整備等を進めるものとする。

(5) 避難場所の維持・運営

ア 市は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食糧等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。

イ 市は避難場所への災害情報等の情報の提供、特に冬期の暖房等の避難生活環境の確保について配慮するものとする。

ウ 避難した居住者等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難場所の運営に協力するものとする。

2 避難場所における救護

避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 市が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

ア 収容施設への収容

イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給

ウ その他必要な措置

(2) 市は上記に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

ア 流通在庫の引き渡し等の要請

イ 道に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

ウ その他必要な措置

3 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者が災害時に速やかに避難することができる支援体制の確立に努めるものとする。また、事前に援助者を定め、避難体制強化のための個別計画等を作成し、避難の支援に努めるものとする。さらに、他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

- (1) 市はあらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障害者、病人、妊産婦等の避難にあたり他人の介護を要する避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。
- (2) 地震が発生した場合、市町村は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

4 避難誘導等

- (1) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市町村災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- (2) 市はあらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。
- (3) 市は避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

5 意識の普及啓発等

市は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、ハザードマップ等を作成・変更し、広報紙や帯広市ホームページ(SNS含む)、防災出前講座などの様々な媒体・機会を通じて周知を行う。

6 消防機関等の活動

(1) 市の措置

市は消防機関が災害からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- ア 情報の的確な収集及び伝達
- イ 救助・救急
- ウ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保等

7 水防管理団体等の措置

地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のような措置をとるものとする。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の点検、整備、配備

8 電気、ガス、通信、放送関係

(1) 電気

ア 夜間の避難時の照明や冬季の暖房の電力確保等が重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。

イ 指定公共機関である北海道電力ネットワーク株式会社道東統括拠点が行う措置は、別に定めるところによる。

(2) ガス

ア ガス事業の管理者等については、円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓の閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

イ 指定地方公共機関である帯広ガス株式会社などガス事業者が行う措置は、別に定めるところによる。

(3) 通信

ア 電気通信事業者は、災害情報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保(非常用電源を含む。)、地震発生後の輻輳等の対策を実施するものとする。

イ 指定公共機関である東日本電信電話株式会社北海道東支店が行う措置は、別に定めるところによる。

(4) 放送

ア 放送事業者は、放送が居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものであるため、避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

イ 放送事業者は、市及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報等、居住者等及び観光客等が円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

ウ 放送事業者は、地震等に伴う避難指示等について市から放送の依頼があった場合には、放送を通じた避難指示等の情報伝達に努めるものとする。

エ 放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、災害情報等を報道できるようあらかじめ、必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防災措置を講ずるものとする。

オ 指定公共機関である日本放送協会帯広放送局、並びに指定地方公共機関である北海道放送株式会社帯広放送局、同札幌テレビ放送株式会社帯広放送局、同北海道テレビ株式会社帯広支社、及び同北海道文化放送株式会社帯広支社が行う措置は、別に定めるところによる。

9 応急復旧等

このほか、水道、電気、ガス、通信、放送に関する施設の応急復旧等については、第3章第13節から18節に準ずる。

10 交通対策

(1) 道路

ア 北海道警察及び道路管理者は、避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。

イ 道路管理者は、避難所へのアクセス道路等について、除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。

(2) 乗客等の避難誘導

鉄道事業者その他一般の旅客運送に関する事業者は、列車等の乗客や駅、空港のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定めるものとする。

なお、避難誘導計画等の作成に当たっては、避難路の凍結等により避難が困難となることにも配慮したものとする。

1.1 市自らが管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 災害情報等の入場者等への伝達

なお、伝達方法等については、次の事項に留意するものとする。

- a 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を考慮すること。
- b 避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう努めること。

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 消防用設備の点検、整備

(カ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入力するための機器の整備

(キ) 防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報

イ 個別事項

(ア) 学校等にあつては、次の措置をするものとする。

- a 学校等が、市の定める避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
- b 特別支援学級などで保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
- c 市から災害時の避難所として指定を受けている施設については、避難住民等の受入方法等

(ウ) 社会福祉施設にあつては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又は現地本部がおかれる庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

12 迅速な救助

- (1) 市は、消防庁舎等の耐震化を含め、救助・救急隊の体制や車両・資機材の確保等に努めるものとする。消防関係機関等による迅速かつ適切な救助・救急活動の体制は、別に定めるところとする。
- (2) 市は、道と協力して「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。
- (3) 市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。
- (4) 市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・消防団の充実を図る。消防団の充実に関する計画は、別に定めるところとする。

第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項

1 資機材、人員等の配備手配

（1）物資等の調達手配

ア 市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資等の確保を行うものとする。

イ 市は道に対して管轄区域内の居住者、公私の団体及び観光客等に対する応急救護及び地震発生後に被災した者に対する、救護のために必要な物資等の供給を要請することができる。

（2）災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、帯広市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

2 物資の備蓄・調達

物資の備蓄・調達については、防災資機材等整備基準に基づき計画的に整備・管理を行うほか、帯広市地域防災計画（地震災害対策編）第2章第5節に定めるところとする。

第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

1 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

市民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容について、帯広市ホームページや帯広市公式 SNS、緊急情報一斉伝達システム等の手段を通じて周知を行う。

2 注意を呼びかける期間

市は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

3 市の取るべき措置

市は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、市民等に対し、日ごろからの地震への備えの再確認等、地震への警戒意識を高めることを呼びかける。

（後発地震に対して注意する措置）

ア 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等、日ごろからの地震の備えの再確認

イ 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取り決め、非常持出品などの再確認

第6節 防災訓練に関する事項

市は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努める。その際、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達にかかる防災訓練を、第2章第4節に準じて実施するものとする。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

1 市職員等に関する教育

市は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災知識の普及・啓発を行うものとする。防災知識の普及・啓発は、各部、各室、各課、各機関に行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- ア 地震及び津波に関する一般的な知識
- イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- エ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的に取るべき行動

2 地域住民等に対する教育・広報

市は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確に判断に基づいた行動ができるよう、広報紙や帯広市ホームページ等を通じて発信するほか、防災出前講座や防災訓練等の機会を通じて、特に次の内容について啓発を図るものとする。

- ア 地震及び津波に関する一般的な知識
- イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- エ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的に取るべき行動
- オ 正確な情報の入手方法
- カ 防災関係機関が講ずる災害応急対応等の内容
- キ 帯広市における急傾斜地崩壊危険箇所等
- ク 帯広市における避難場所等に関する知識
- カ 市民等自らが実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法